

区職員の給与・職員数の状況等をお知らせします

◎職員課 ☎（５８０３）１１４５

１ 総括

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (6年1／1)	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 (B/A)		(参考)4年度の 人件費率
5年度	232,177人	117,981,176千円	5,544,345千円	21,940,098千円	18.6%		16.3%

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含む

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数（A）	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計（B）	
5年度	1,994人	6,118,644千円	2,434,482千円	2,955,299千円	11,508,425千円	5,772千円

※職員手当には、退職手当を含まない

※職員数は、5年4月1日現在の人数（特別職を含まない）

（３）ラスパイレス指数の状況

5年4月1日現在

年	文 京 区	東 京 都	全 国 平 均
5年	99.6	100.5	98.8

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数

２ 職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

6年4月1日現在

区分	一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
文京区	38.0歳	292,600円	415,878円	49.3歳	273,000円	378,864円
東京都	42.5歳	318,089円	458,519円	50.5歳	286,976円	388,004円
国	42.1歳	323,823円	—	51.2歳	288,144円	—

※再任用短時間勤務職員（文京区）の平均給料月額は186,740円、平均給与月額は241,511円、平均年齢は62.6歳

（２）職員の初任給（給料）の状況

6年4月1日現在

区 分		文京区	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	196,200円	196,200円	総合職 200,700円
				一般職 196,200円
	高 校 卒	158,100円	160,100円	166,600円
技 能 労 務 職		150,200円※	157,500円	164,000円

※技能労務職職員の初任給（文京区）は職種により異なる

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額等の状況

6年4月1日現在

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	284,169円	323,803円	372,494円
	高 校 卒	219,775円	249,400円	267,133円
技 能 労 務 職		—※	241,925円	—※

※技能労務職の経験年数10年および20年は近似の階層を含め、該当なし

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況 6年4月1日現在

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)		構成比 (%)	
6 級	部長	20	(0)	1.6	(0.0)
5 級	課長	62	(0)	4.9	(0.0)
4 級	課長補佐	80	(0)	6.3	(0.0)
3 級	係長・主査	204	(0)	16.0	(0.0)
2 級	主任	396	(6)	31.0	(100.0)
1 級	係員（2 級から 6 級までの職務の級に属さない職員の職務）	514	(0)	40.3	(0.0)

※職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務
※（ ）内は、再任用短時間（定年前再任用短時間を含む）勤務職員数であり、左記の数値には含まれない
※構成比は、単位未満を四捨五入して算出

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評価の実施状況
地方公務員法第 23 条の 2 の規定に基づき、毎年 1 月 1 日を評価基準日として全職員に対して勤務成績の評価を実施。
2 昇給への勤務成績の反映状況
6 年 4 月 1 日の昇給については、勤務成績等に基づき、昇給区分（0～6 号給）を決定。
6 年 4 月 1 日の昇給において、職員 1,740 人（新規採用職員、最高号給到達者等を除く。）中、上位区分（5～6 号給）に決定された者が 556 人（32.0%）、標準区分（4 号給）に決定された者が 1,175 人（67.5%）、下位区分（0～3 号給）に決定された者が 9 人（0.5%）であった。

4 退職手当の状況

6 年 4 月 1 日現在

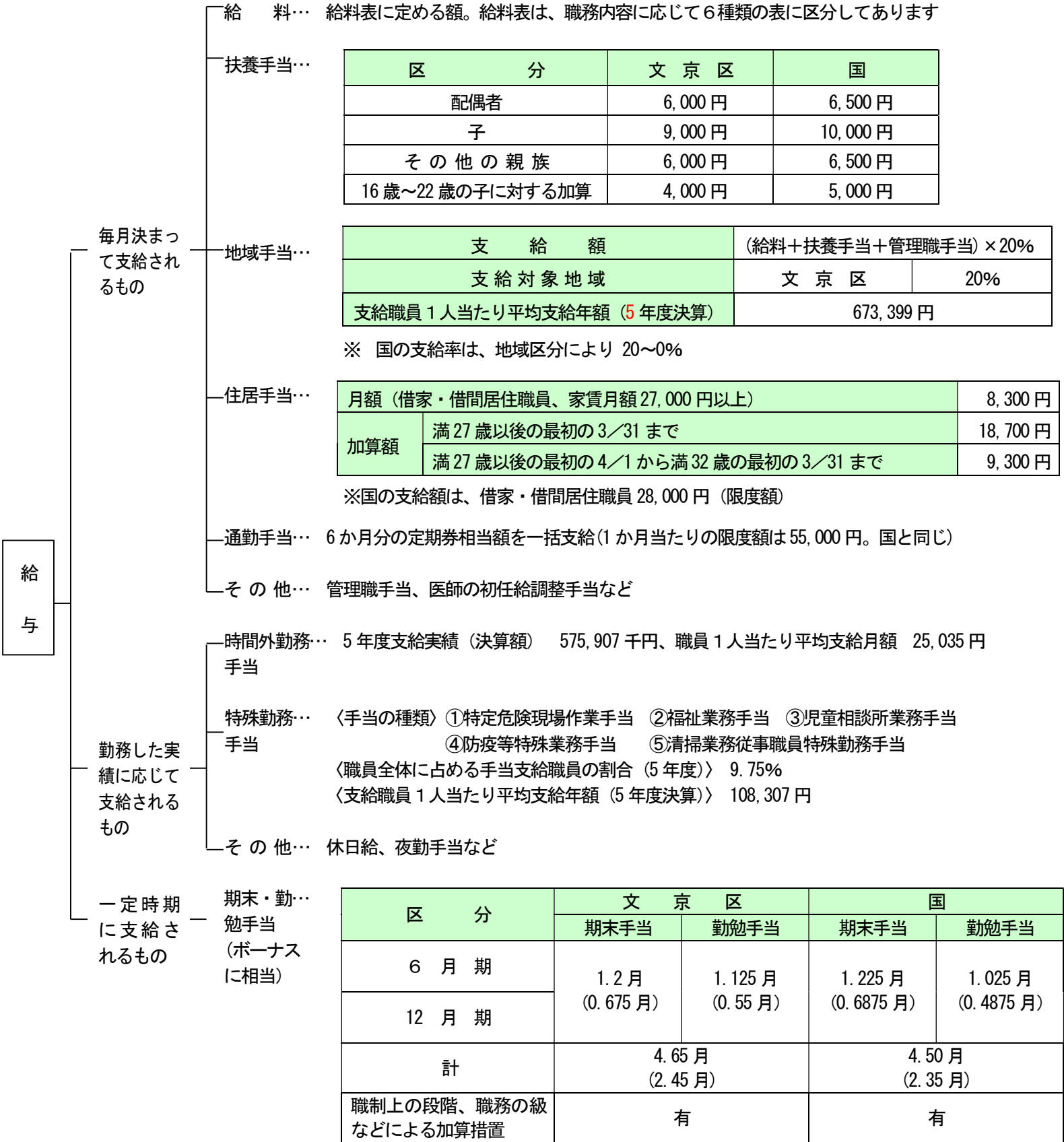
区 分	文 京 区		国	
	自己都合	勸奨・定年 ^{※1}	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	18.00 月分	24.55 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.00 月分	32.95 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.75 月分	47.70 月分	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	39.75 月分	47.70 月分	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2～20%加算）		定年前早期退職特例措置（3～45%加算）	
1 人当たり平均支給額 ^{※2}	749 千円	18,885 千円	—	—

※1 人当たり平均支給額は、5 年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額
※2 令和 5 年 4 月 1 日以降、定年引上げに伴い、当分の間、引上げ前の定年年齢以降非違なく退職した職員については、勤続期間を同じくする定年退職者と同様の支給率となる

5 職員給与の概要

職員に支払われる給与は、給料と扶養手当・通勤手当などの諸手当からなっています

6年4月1日現在



※支給月数は、一般職員の例
※ () 内は、再任用職員に係る支給月数
〈参考〉6 年度特別区人事委員会勧告内容 合計 4.85 月 (2.55 月)

6 特別職の報酬等の状況

6 年 4 月 1 日現在

区 分	給料・報酬月額	期 末 手 当	退 職 手 当
区 長	1,258,900 円	(5 年度支給割合) 3.40 月分	(算定方式) 給料月額×勤続年数×3.8 (任期ごと)
副区長	1,018,800 円		給料月額×勤続年数×2.6 (任期ごと)
教育長	931,000 円		給料月額×勤続年数×2.0 (任期ごと)
議 長	925,100 円	(5 年度支給割合) 3.30 月分	—
副議長	792,900 円		
議 員	601,200 円		

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数と主な増減理由

各 年 4 月 1 日現在

区 分			職 員 数 (人)		対前年 増減数 (人)	主 な 増 減 理 由
部 門			5 年 度	6 年 度		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	12	12	0	
		総 務 企 画	348	367	19	会計年度任用職員事務体制の強化、令和7年度国勢調査準備対応、戸籍法改正・振り仮名法制化対応、東京 2025 世界陸上財団派遣による増
		税 務	60	63	3	定額減税対応による増
		労 働	0	1	1	シルバー人材センターへの派遣による増
		民 生	835	900	65	重層的支援体制の整備、高齢者支援体制の整備、高齢者施設の整備・回収体制の強化、フレイル予防事業の促進、障害者施設整備の促進による増 調理職の退職不補充による減
		衛 生	304	294	△10	精神障害者支援体制の強化、プラスチック分別回収事業の推進、地球温暖化対策の推進による増 新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴う体制の見直しによる減
		商 工	18	23	5	産業振興事業、緊急経済対策事業による増
		土 木	196	202	6	建築防災事務体制の強化、肥後細川庭園の管理運営業務による増
		計	1,773	1,862	89	
	教 育 部 門		221	250	29	就学事務システム標準化対応、学校施設改修・増築への対応、学校給食費支援事業による増
	小 計		1,994	2,112	118	
公営企業等会計部門	国 保		43	40	△3	育休任期付職員の解消による減
	介 護 保 険 等		68	71	3	介護保険認定調査事務体制の強化、地域包括ケア事業の推進による増
	小 計		111	111	0	
合 計			2,105 [1,959]	2,223 [2,120]	118 [161]	

※職員数は、一般職に属する職員数
※[] 内は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況

6 年 4 月 1 日現在

区 分	20 歳 未満	20 歳 ～ 23 歳	24 歳 ～ 27 歳	28 歳 ～ 31 歳	32 歳 ～ 35 歳	36 歳 ～ 39 歳	40 歳 ～ 43 歳	44 歳 ～ 47 歳	48 歳 ～ 51 歳	52 歳 ～ 55 歳	56 歳 ～ 59 歳	60 歳 以上	計
職員数 (人)	3	239	342	278	245	223	136	121	174	189	168	105	2,223
構成比 (%)	0.1	10.8	15.4	12.5	11.0	10.0	6.1	5.4	7.8	8.5	7.6	4.7	100

※構成比は、単位未満を四捨五入して算出
※構成比の数値は、項目ごとに四捨五入しているため、計とは一致しない場合あり